

全日本中国人博士協会 会誌

<http://www.casej.org/>

No.01, 2001

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 会長挨拶 | 4 |
| 1 全日本中国人博士協会組織機構 | 5 |
| 2 2001 年度協会年会報告 | 7 |
| 3 中国科学技術協会第 4 回青年学術年会に出席報告 | 8 |
| 3.1 本協会参会者リスト | 8 |
| 3.2 本年会に貢献 | 8 |
| 3.3 張玉台主任の会見 | 8 |
| 3.4 李嵐清副首相が本協会会長任福継博士等に会見 | 9 |
| 3.5 博士協会 2002 年年会北京準備会議 | 9 |
| 4 在日中国人の外国にいる扶養家族の日本の健康医療保険給付を享有について | 11 |
| 5 2001 年 10 月拡大理事会議事録 | 13 |
| 5.1 議題 | 13 |
| 5.2 WTO シンポジウムについての報告 | 15 |
| 6 中国籍護照更新・延期等の情報 | 16 |
| 6.1 中国駐日本大使館 | 16 |
| 6.2 中国駐日使館教育處 | 16 |
| 6.3 因私護照延期 | 16 |
| 6.4 因私護照更新 | 17 |
| 6.5 因公護照延期 | 17 |
| 6.6 因公護照更新 | 18 |
| 6.7 爲新生児申請因私護照 | 18 |
| 6.8 因公護照換因私護照 | 19 |
| 6.9 中国大使館交通図 | 21 |
| 6.10 中国大使館教育処交通図 | 22 |
| 7 各種信息交流 | 23 |
| 7.1 各地僑弁 | 23 |
| 7.2 各地留学人員創業園 | 23 |

| | |
|--------------------------------|-----------|
| 7.3 自費生回国工作問題答疑 | 24 |
| 8 会議情報 | 26 |
| 8.1 INFORMATION'2002 | 26 |
| A 全日本中国人博士協会規約 | 27 |
| B 入会申請書の形式 | 31 |

会 長 挨拶

任 福 継 (徳島大学工学部 教授)

全日本中国人博士協会(以下、博士協会と略記)は、1996年7月に発足し、日本の教育・研究機関に勤めている中国人博士学者により構成されている学術団体です。

博士協会の主要な目的は、研究協力と学術交流を促進すること、情報共有と会員親睦を強化すること、中日両国における諸分野での架け橋の役割を果たすこと、会員の潜在的なパワーを最大限に発揮して会員の学術水準、学術地位および社会地位を向上させることにより、広く社会に我々の知恵と才能を貢献することにあります。

博士協会は学問の切磋琢磨と人間交流の場であります。学問とは何でしょうか?学問は人類の長い歴史の中で築かれてきた知識と技術が体系化されたものであります。交流とは何でしょうか?交流は発想の違い、経歴の異なる人間同士の間で、理性的に相手の意見や学識を聴いたり、情熱をもって自分の見方や意見を交換することによって、互いに真理へ近づくことであります。

博士協会は発足以来、電子ネットワーク、年会、セミナー等を通じて、会員間、会員と国内外の学者間の学術交流・研究協力、日中科学技術振興への協力などに関する活動を行ってきました。

現在、IT技術とインターネットによって世の中は大きく変革しようとしています。博士協会はこれに対応してダイナミックに変革していく必要があります。博士協会は(1)数学と自然科学、(2)人文と社会科学、(3)農学と工学、(4)医学と生命科学という幅広い領域で活躍されている人材で構成されておりますので、このような大変革時代に大きな貢献をすることができると考えます。このような大変革時代においては、従来の研究スタイルから脱却し、異文化・異分野を超えた研究スタイルがますます必要となります。さらに、日中両国内にとどまることなく、自分自身の従来のパラダイムを超え、地球規模にわたって国際的に活躍できる技術者を生み出したいというのが、博士協会の願いとするところであります。

博士協会は今後、「務実、創造、掛橋、貢献」という宗旨で、多姿多彩な交流活動や共同研究開発計画を推進していくつもりであります。会員の皆様の絶大なるご参与・ご協力をお願い致します。

2001年7月

1 全日本中国人博士協会組織機構

会長 : 任福繼
常務副会長 : 王立石
副会長 : 李 磊、任向実、孫錫寧
事務局長 : 張樹槐
事務局副局長 : 王秀崙、宋碩林、趙新為、張善俊
会計 : 趙新為

理事:(苗字画数の少ない順)

王立石、王秀崙、李 磊、任向実、任福繼、来関明、宋碩林、吳智深、
吳景龍、郭書祥、孫錫寧、陳延偉、張紀南、張善俊、張樹槐、黄光偉、
章慧南、彭智勇、錢 朴、鄭奎城、趙 輝、趙新為

監事:葛 漢彬、陳 之立

理事、監事の紹介(理事、監事から提供されたもの)

対外連絡部部長 宋碩林
王 欣、章慧南、彭智勇、趙輝
財政管理部部長 趙新為
張紀南、張樹槐、王立石、葛 漢彬、陳 之立
会誌編集部部長 陳春祥
陳延偉、吳景龍、任向実、張紀南
学術交流部部長 吳景龍
彭智勇、吳智深、錢 朴、鄭奎城、黄光偉
HP 管理運営部部長 王秀崙
趙鳳濟、林 新、鄭降宇、陳延偉、張樹槐、張善俊、彭智勇
広報部部長 郭書祥
劉 迭、王立石、来関明
財源開拓部部長 李 磊
宋碩林、孫錫寧
年会実行部部長 任向実
李 磊、張樹槐、陳春祥、郭書祥、王秀崙
中国創業支援部部長 章慧南
彭智勇、孫錫寧、王 欣、黄光偉、趙輝、来関明
厚生部部長 張善俊
孫錫寧、吳智深
出版事業部部長 陳延偉
鄭躍軍、石岩、陳晋、馬青、吳智深

| | |
|---------------------------|-----|
| 在日中国人博士先端科学技術成果大全検討委員会委員長 | 張 兵 |
| WTO 国際シンポジウム委員会委員長 | 王立石 |
| 「財」的コンサルサービス委員会委員長 | 孫錫寧 |
| 医学と生命科学研究会検討委員会委員長 | 鄭奎城 |
| 中国科学技術協会第4回青年年会連絡協力委員会委員長 | 趙新為 |

2 2001 年度協会年会報告

年会組織委員会委員 張 兵

博士年会 CASEJ2001 は 2001 年 7 月 7 日（土）、8 日（日）の二日間の日程で開催されました。参加者は会員の他、聯盟、全日本学友会、会社員など、全部でおよそ 55 名の方々が参加されました。年会の最初に大使館の邵宗富参事官からご挨拶があり、日本の各分野で活躍されている会員たちを激励してくださいました。その次の日に年会のため中国国内から駆けつけてくださった国務院僑弁経済科技司左処長から特別講演があり、外国から帰国された博士たちの活躍ぶり、また問題点を紹介してくださいました。普段協会会員間の交流は殆どメールであるため、今回の年会は会員間交流の貴重な機会であり、実際皆さんとお会いして本当によかった、楽しかったと私自身もたいへん実感致しております。Dr.Zhenzhen Zou のメールに書いてありますように、協会メンバーの皆さんは各分野において素晴らしい研究をなされて、すごい実績をそれぞれ上げていらっしゃいます。所謂「人材済済」。特に大会の最後に野村総研の孫錫寧さんは特別講演をしていただき、これから皆さんの資産運用にはたいへん役立つ内容を紹介してくださいました。皆さんのご協力、ご支援を心から感謝しており、お礼を申し上げたいと思っております。

今年の年会について幾つか成功な面がありながらも、改善すべき点も多く残されました。今後、成功と失敗を整理して、次回の年会組織委員のメンバーに継がれていくことで今回の組織委員会の使命を終えました。貴重な経験、楽しい出会い、どうも有り難うございました。皆さんと次回の年会での再会をいまから楽しみにしております。

最後に、年会会場は大使館教育処先生方のご好意により無料で貸し出せたことにより年会運用費 ¥33,831 の黒字部分は博士協会に寄付致して、この報告書を終えることに致します。

3 中国科学技術協会第4回青年学術年会に出席報告

作成者：張 樹槐

出席理事：任福繼、李磊、任向実、郭書祥、陳延偉、張善俊

2001年10月19日ー23日北京で中国科学技術協会第4回青年学術年会が開催されました。この年会は3年毎に開催され、青年科学技術者の「オリンピック」という位置となって行きます。このシリーズ会議は国内では大変影響の大きい行事で、国内において、一流な研究技術者でなければ発表できない状況です。そして、毎回、海外からの参加者も多く、多くの海外の学術団体もいろいろな形で協力されています。全日本中国人博士協会（以下本協会と略記）は昔からこの会議に協力しており、今回も大きな貢献がありました。本協会は今回大会組織委員会で指名された唯一の団体です。中国科学技術協会副主席、書記処第1書記張玉台組織委員長が本協会の会長任福繼博士、副会長の李磊博士、任向実博士、広告部長郭書祥博士を会見しました。ここに本年会の主要な出来事を報告します。その会見で、本協会の理念、目的、展開活動などを紹介し、中文パンフレットを渡して、最大限に本協会をアピールしました。

3.1 本協会参会者リスト

アメリカの同時テロの影響にも関わらず、本協会では、下記の方々が年会に出席しました。

任福繼、李磊、任向実、郭書祥、張善俊、陳延偉、石敏俊、加藤ジェーン、徐宗学、李小春、朱玉秀、許斌、劉玉qing、林 祁、秦 劼

3.2 本年会に貢献

今回の学術年会では、始め海外の数名の科学技術者を学術委員会委員と推薦しました。本協会の任福繼博士が大会の学術委員会副主任および情報科学とマイクロ電子技術実行主席に選ばれました。

大会の5人の特別招待講演では、本協会の任福繼教授、スウェーデンの巖教授が海外からの代表として招待講演（大会特別報告）されました。

そして、本協会の参加者が学術交流、大会運営にも大きく貢献をしました。このような業績で中国科学技術協会、中国科学院、中国教育部など機構から本協会に大いに誉めました。

3.3 張玉台主任の会見

時間：10月22日19：00ー21：00

場所：中国科学技術協会会客厅

中国科学技術協会：張玉台書記、李秀亭国際部副部長

博士協会：任福繼会長、李磊副会長、任向実副会長、郭書祥広告部長

毎日16時間を仕事しておられる、張玉台書記は、多忙中上記の博士側の人員に会見しました。ここで、張玉台さんの発言の要点を下記のように纏めています。

中国科学技術者協会および日中の科学技術交流

学問を研究するには能力のほかに、交流も大事です。中国科協は交流を担っていますので、なにかリクエストがあれば率直に言ってほしいです。我々は、国内外で学会会議を開催することに力にいられています。中国科協は、3年おきに青年学会議を開催するほか、毎年の9月に各省で中国科協年會を開催します。来年は西南地区で4日間を予定しています。

中日の間の科学技術交流を促進すべきです。日本学術界のトップレベルの先生方を紹介して、中国での訪問と学術講演を進めるのは学術交流のためだけではなく、両国の友好にも大変有益です。博士協会は中国科協と学術研究会を行うことを通して交流を深めたいです。少人数でもかまわないので、レベルの高い会議になってほしいです。これにはふたつの方法があります。ひとつは、中国科協が主催している「青年科学家論壇」と共催すること。これは30人ぐらいで、毎月一回。もうひとつは、各学会と一緒にすることです。

留学の人材にとって、最も活躍できる時期

中国は各方面で素早く発展して、経済的な高成長を続けてきたが、全体的な基礎はまだ遅れており、大量の人材が必要です。仕事があるとき、人材が見つからないので、仕事に適任される真実的な人材が求められています。現在、失業者が多いかわりに、空いているポストも多く、適切な人材が見つかりません。留学の人材にとって、最も活躍できる時期です。海外の人材がよく国内を訪問して、色々な角度から意見を述べて欲しいです。多くの人材が帰国して、教育界、産業界に参加するように働きかけることも期待しています。

(文責：任向実)

3.4 李嵐清副首相が本協会会長任福繼博士等に会見

10月22日午後3時、李嵐清副首相が人民大会堂で本協会会長任福繼博士等に会見しました。指名発言の海外4名代表の一人、日本からの唯一の代表として任福繼教授が大学改革、研究教育評価などについて発言しました。李嵐清副首相が任福繼教授の「海外から教授のみならず直接大学校長や技術リーダーも招聘する」提議に興味を示し、臨席の人事部長と教育部長に検討下さい、ようにご指示されました。同会見がテレビなどにも放映されました。

3.5 博士協会 2002 年年会北京準備会議

日時 : 2001年10月21日(日) 21:00 - 23:30

場所 : 北京鉄道大廈

出席者 : 任福繼、李磊、郭書祥、陳延偉、任向実、查紅杉、黄強、吳南健、杜小勇、易建強

博士協会年會は国内での開催案について、たいへん有意義な討論を行いました。そこでそのとき討議された諸事項をまとめました。

名称 : 中日青年学術シンポジウム2002(仮称)

目的

- ・来年は中日国交30周年
- ・在日博士協会をアピール
- ・日本からの学者と国内の学者との学術交流の深め

・帰国者（海外会員）の存在感をアピール

開催地：北京理工大学国際会議センター

開催日：2002年7月28-30日

内容

・講習会（未定） ・口頭発表 ・中関村企業見学

主催

全日本中国人博士協会

中国科学技術協会

協賛（打診する予定）

国家自然基金委員会

中国駐日大使館

教育部

会議組織委員会

大会長： 查紅杉（北京大学） 任福継（徳島大学）

組織委員会

黄強（北京理工大学） 任向実（高知工科大学）

張樹槐（弘前大学） 陳春祥（広島県立大学）

プログラム委員会： 吳南健（中国科学院） 李磊（法政大学）

財務： 杜小勇（中国人民大学） 郭書祥（香川大学）

出版： 易建強（中国科学院） 陳延偉（琉球大学）

広報： 陳杰（中国科学院） 王秀嵩（三重大学）

その他

参加者募集の目標：70 - 150名程度

基本的には60 - 70人を目標にするただし、ノーベル賞受賞者が来られる場合、150名程度にするか

・在日協会側 30 - 40人程度

・中国側 40人程度

費用： 10万円？、100人程度ならば（食費、宿泊、論文集を込み）

これからの仕事

委員会のMLを作成する。11月中旬ころを目途にして上記の開催案を決める。11月中旬以降、開催案を持ち、大使館を通してシンポジウムでの特別講演をノーベル賞受賞者江崎等に打診してみる。11月中旬以降、財源開拓を展開する。

4 在日中国人の外国にいる扶養家族の日本の健康医療保険給付を享有について

CASEJ 厚生部

1. 問題意識

日本で働いて中国人（永住、帰化を含む）の中国にいる扶養家族が日本の健康医療保険給付を享有できるか。中国での医療費用等が医療保険給付に適応；訪日中の医療費用等が医療保険給付に適応）。

2. 問題現状

どの健康組合にも、1のが明確的に拒否され、1のが考慮の余地があるとの返答は一般的である。実質上、1のにOKを貰ったのが0.1%程度、1のにOKを貰ったのが10%弱と推定できる。

3. 問題所在

基本的に、“被扶養家族”に定義が明確していたが、被扶養家族を認定する者により解釈が違ってくる。認定者が二種類がいる、

A、手当て、税金関係：会社の人事 役所（税務署）の担当者

B、扶養、医療保険関係：健康組合の担当者

3の Aは、担当者と直接利益関係していないので、素直に“被扶養家族”と認定し、扶養手当、税金控除などがスムーズに行われる。

3の Bは、担当者と直接利益関係しているので、“被扶養家族”と認定をもらっても、健康保険証に載せて貰えず、医療費用等が医療保険給付に適応できない。被扶養家族”と認定をもらえない、または、認定を貰っても、健康医療保険給付に適応できないと組合担当者の言い訳は一般的、

- 日本に在住していない、日本の医療保険給付を享有する資格がない。（それを逆に利用して、日本滞在中の医療保険給付に適応を貰った ケースがあった）
- 扶養関係を把握できない。
- 日本の保険を中国本土に適応するのが筋合わない。
- 日本の常識に している。（日本の場合は、両親が扶養家族になるのが あまり多くないようである）
- 扶養家族と認定しても、両親が既に中国の社会保険給付を享有した。（反対尋問で、中国の保険に参加していない証拠を提出してくれ）

などなど。

4. 問題対応

この問題は、法律的なことではなく、あくまで、各組合担当者（或いは組合の方針）によるものと思われる。つまり、法律上に、直系尊属であり、主として被保険者により生計を維持している者が扶養家族であると認定しているので、被保険者の両親が被扶養家族と認めてもらえないのが法外的である。

しかし、法律上に中国に在住する両親も扶養家族を明確に書いていない限り、担当者の任意解釈が目立っている。一般的、解釈の根拠となる法律は、「健康保険法」（大正十一年）、（具体的な条目がかなり改訂

された) 「健康保険法に関する質疑」(平成7年改訂)(健康組合の担当者が必ず手元に置く書類である)

従って、担当者との交渉には、法律の適応だけでなく、なるべく、情理で説得し、納得させるのがコツのようである。せめて、両親、兄弟の来日中の医療費用等が医療保険給付に適応できるよう権利を求める努力が必要だと思われる。

5 2001年10月拡大理事会議事録

会長 任 福継
事務局長 張 樹槐

(1) 議 題：

- 1 各部門 ML の整理，公表
- 2 協会会計制度の整備
- 3 その他
 - 1) 協会中文紹介
 - 2) 新入会員情報の公開

以上のように、修正した上原案の通り承認されました。但し、今後状況により、理事会で修正することができる。

(2) 報告事項：

- 1 WTO シンポの準備状況の報告
- 2 中国第4回青年学術年会の報告
- 3 その他
 - 1) 会員脱会

議題1の資料

現在、各部・委員会の ML がほぼ整備できました。会員の皆さんからも意見・提案などで利用できるように、公開したいと思います。よって、これを次の形で公開するか否かを議決します。

ML のアドレス，メンバーの名前

ただし、各 ML を外部からも送信できるようにする。

議題2の資料（共同提案者：趙新為さん、孫錫寧さん）

下記のように「協会会計制度整備」との案を提出させて頂き、議論の上、承認して頂きたいと思います。

一、主旨

- 1 健全な組織及び組織運営には、協会の会計をルールにより管理する必要がなっている。
- 2 いままでの協会の会計が専任担当で、監事により監督するという運用がしてきたが、管理方法や、運用ルール等が明文化していない。
- 3 今後の発展を備え、会計制度整備をし、関係者に了解してもらい、ルールに従って財政会計を運用していきたい。

二、会計ルール

- 1 協会の名義で行う活動に関わる収支は全て会計上に明示する。
- 2 協会の名義で行う活動の担当者は
 - ・活動に関する計画、或いは事後報告に必ず収支の明細を添付し、理事会に承認、または了承を求める。
 - ・活動に関わる収支の配分、用途などには、支配権をもち、収支相殺で余った金額が協会に返納（寄付）するかが決めもらう。（返納（寄付）の義務ではないが、返納（寄付）しない理由を説明する必要がある。）
 - ・収支でマイナスとなる分が協会から支出するかは理事会に承認が必要。
- 3 会計担当者は会費収入、日常収支などを管理する以外、協会の名義で行う活動に関わる金銭的なことが活動担当者の報告に基き、全て記録、公表する責任がある。
- 4 会計担当者は半年ごと、会計報告が監事による検査を受け、理事会に報告した上に全会員に公表する。

三、付議

「協会会計制度整備」案は理事会に承認を得られる場合、協会理事会の内規として理事会により改訂、廃案しない限り、有効である。

共同提案者：趙新為、孫錫寧

議題3 その他

- 1) 協会中文紹介
(大きすぎて、送信できないので、後ほど HP から各自 Download してください)

理事の意見として、会員分布などの統計データが充実する必要あり。
- 2) 新入会員情報の公開
会員の相互理解のため、新入会員の情報を会員 ML に公表する。
ただし、電話・住所などの個人情報を除いて会員 ML に公表

報告事項 1 の資料

WTO シンポジウムについての報告

WTO の準備は今プログラムの調節や、講演者の招請などの打ち合わせは計 4 回してきました。いま中国側の要人がまた最後に決められないので、宣伝や協賛に出せない状態ところです。最近、毎日電話で、国内と連絡しているところです。

要人とは主に外交部と経済貿易部の指導者です。外交部には大使館を通して連絡していますが、経済貿易部は他の関係でアプローチしています。各省市への知らせはインターネットで出したうえ、中国国内の新聞である人民日報と環球時報と神州華人にも出しています。日本の華人系媒体にいま宣伝しているところです。

今後、中国側の要人が決めたら、日本のマスコミ宣伝や、協賛に力を入れなければなりません。尚、会務の準備もそろそろ着手して行かねばなりません。招請状や、来日担保などの手続きが皆さんの分担で作業して行きましょう。

以上、ご報告申し上げます。

WTO シンポジウム組織委員会 王 立石 任向実 宋碩林 劉迪

中国科学技術協会第 4 回青年学術年会に出席報告

第 3 章を参照してください。

6 中国籍護照更新・延期等の情報

下記の情報は、2001年11月現在、全て大使館等のWEBページに掲載されている情報です。参照：
<http://www.china-embassy.or.jp/chn/c3513.html>

6.1 中国駐日本大使館

中国大使館：<http://www.china-embassy.or.jp>
領事部：<http://lsb.china.jp/chn/index.html>
地 址：〒106-0046 東京都港区元麻布 3-4-33
証件諮問電話：(03)3403-3065, (03)3403-0935
簽證諮詢電話：(03)3403-0924, (03)3403-0995
領事保護電話：(03)3403-3064

6.2 中国駐日使館教育處

中国駐日使館教育處：
覽公時間：星期一到星期五，上午9:00-12:00，下午2:00-6:00
(中、日節假日不對外覽公)
電 話：
 值 班： 03-3643-0305
 傳 真： 03-3643-0296
 中日教育交流事務： 03-3643-0366 3643-0221
 在日中国留学生事務：03-3643-0359 3643-0188 3643-0370
 其它事務： 03-3643-0295
地 址：〒135-0023 東京都江東区平野 2-2-9
网 絡：<http://www.china-embassy-edu.or.jp/>

6.3 因私護照延期

所需證件:

- 1、護照
- 2、登授原票記載事項證明書(所在地区役所或市役所出具、3個月內有效)

注意事項:

! 護照過期或無在留資格者，不能覽理護照延期

取件和費用:

普通件費用(4個工作日取): 2000日元。
加急件費用(2個工作日取): 5000日元。
請在領取日付款，提前購買的入金券無效且不能退換!

如何取件:

請持領證單，于領證日(上午9:00-12:00)，到使館領事部一層大廳取件。如領證單愛失，當事人必須持有效證件親自到使館領事部覽理有關手續後取件。

如我們電話通知需要其他材料，請在取件時先將該材料提供給證件覽理人員，再取件。

可本人領取，也可由他人代領。

取出證件后，請即在使館內 認證件的各項內容，如有疑問，請向申請時的受理窗口諮詢。

版權所有 www.china-embassy.or.jp

6.4 因私護照更新

所需證件:

- 1、護照
- 2、登授原票記載事項證明書（由所在地的區或市役所出具、3 個月內有效）
- 3、近照始張（3 × 4cm）
- 4、填寫《本國人申請護照事項表》

注意事項:

！持短期簽證（90 天）來日本，不能覽理護照更新。

！無在留資格者，不能覽理護照更新。

取件和費用:

普通件費用（4 個工作日取）：5000 日元。

加急件費用（2 個工作日取）：8000 日元。

請在領取日付款，提前購買的入金券無效且不能退換！

如何取件：

請持領證單，於領證日（上午 9:00-12:00），到使館領事部一層大廳取件。如領證單愛失，當事人必須持有效證件親自到使館領事部覽理有關手續后取件。

如我們電話通知需要其他材料，請在取件時先將該材料提供給證件覽理人員，再取件。

可本人領取，也可由他人代領。

取出證件后，請即在使館內 認證件的各項內容，如有疑問，請向申請時的受理窗口諮詢。

6.5 因公護照延期

所需證件:

- 1、護照
- 2、原派出單位上級主管部門（司、局級以上）給使館領事部出具的同意護照延期的公函
- 3、登授原票記載事項證明書（由所在地區役所或市役所出具、3 個月內有效）
- 4、填寫《延期因公普通護照申請表》

取件和費用:

普通件費用（4 個工作日取）：2000 日元。

加急件費用（2 個工作日取）：5000 日元。

請在領取日付款，提前購買的入金券無效且不能退換！

如何取件：

請持領證單，于領證日（上午 9:00--12:00 ），到使館領事部一層大廳取件。如領證單愛失，當事，必須持有效證件親自到使館領事部覽理有關手續后取件。

如我們電話通知需要其他材料，請在取件時先將該材料提供給證件覽理人員，再取件。

可本人領取，也可由他人代領。

取出證件后，請即在使館內 認證件的各項內容，如有疑問，請向申請時的受理窗口諮詢。

6.6 因公護照更新

所需證件：

- 1、護照
- 2、原派出單位上級主管部門（司、局級以上）給使館領事部出具的同意更新護照的公函
- 3、半身免冠近照始張（3 × 4cm）
- 4、登授原票記載事項證明書（由所在地区役所或市役所出具、3 個月內有效）
- 5、填寫《換發因公普通護照申請表》
- 6、填寫《本國人申請護照事項表》

取件和費用：

普通件費用（4 個工作日取）：3000 日元。

加急件費用（2 個工作日取）：6000 日元。

請在領取日付款，提前購買的入金券無效且不能退換！

如何取件：

請持領證單，于領證日（上午 9:00--12:00 ），到使館領事部一層大廳取件。如領證單愛失，當事人必須持有效證件親自到使館領事部覽理有關手續后取件。

如我們電話通知需要其他材料，請在取件時先將該材料提供給證件覽理人員，再取件。

可本人領取，也可由他人代領。

取出證件后，請即在使館內 認證件的各項內容，如有疑問，請向申請時的受理窗口諮詢。

6.7 為新生兒申請因私護照

所需證件：

- 1、父母雙方的護照
- 2、出生屆受理證明書（到出生地的區役所或市役所領取、3 個月內有效）
- 3、父母雙方及嬰兒（兒童）的登授原票記載事項證明書（由所在地区役所或市役所出具、3 個月內有效）
- 4、嬰兒（兒童）的漣眼頭部照片 2 張（3 × 4cm）

5、填寫《本國人申請護照事項表》

注意事項：

- ！父母双方均无在留資格，則領取旅行證（詳見旅行證申請）。
- ！非婚生儿，需玩紙寫明生父或生母有關国籍等情况。
- ！如生父母一方是日本人，其子出生后被認知的，還需提交認知書。
- ！如孩子出生前被認知的，則不能領取中国護照。

取件和費用：

- 普通件費用（4 个工作日取）：5000 日元。
- 加急件費用（2 个工作日取）：8000 日元。
- 請在領取日付款，提前購買的入金券无效且不能退換！

如何取件：請持領證單，于領證日（上午 9:00--12:00 ），到使館領事部一層大廳取件。如領證單愛失，当事人必須持有效證件親自到使館領事部辦理有關手續后取件。

如我們電話通知需要其他材料，請在取件時先將該材料提供給證件辦理人員，再取件。

可本人領取，也可由他人代領。

取出證件后，請即在使館內 認證件各項內容，如有疑問，請向申請時的受理窗口諮詢。

6.8 因公護照換因私護照

所需證件：

- 1、護照
- 2、原派出單位上級主管部門（司、局級以上）給使館領事部出具的更換護照的公函
- 3、如果未提供該公函也可受理，由領事部向原發照機關核審
- 4、半身免冠近照 2 張（3 × 4cm）
- 5、登授原票記載事項證明書（由所在地区役所或市役所出具，3 個月內有效）
- 6、填寫《換領因私普通護照申請表》

注意事項：

- ！待国内發照機關答復同意后予以辦理
- ！公派留学生如持有駐日本使館教育處證明可在 4 个工作日内發證

取件和費用：

- 普通件費用（4 个工作日取）：5000 日元。
- 加急件費用（2 个工作日取）：8000 日元。
- 請在領取日付款，提前購買的入金券无效且不能退換！

如何取件：請持領證單，于領證日（上午 9:00--12:00 ），到使館領事部一層大廳取件。如領證單愛失，当事人必須持有效證件親自到使館領事部辦理有關手續后取件。

如我們電話通知需要其他材料，請在取件時先將該材料提供給證件釐理人員，再取件。

可本人領取，也可由他人代領。

取出證件后，請即在使館內 認證件的各項內容，如有疑問，請向申請時的受理窗口諮詢。

6.9 中国大使館交通図



图 1: 中国大使館交通図

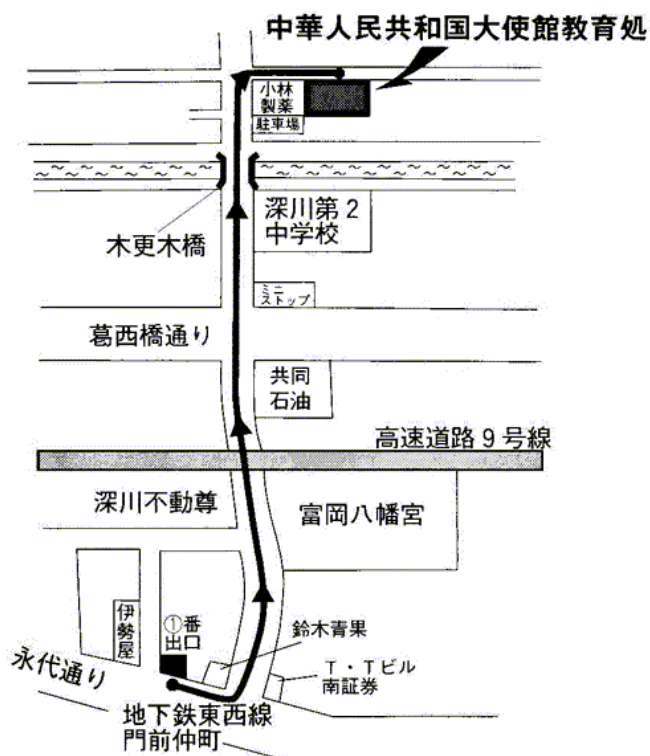
公共交通：可乘坐營團地鐵日比谷綫至六本木站下車，沿朝日電視通往南步行 10 分鐘左右即到。

6.10 中国大使館教育処交通図

中華人民共和国大使館教育処

SECTION OF EDUCATION
EMBASSY OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

〒135 東京都江東区平野2-2-9
2-9,HIRANO 2-CHOME, KOTO-KU, TOKYO(135)
TEL:03-3643-0305. 03-3643-0385. FAX:03-3643-0296



※地下鉄東西線門前仲町の①番出口を出て、商店街の歩道で左へ行って「鈴木青果」の角で（信号のあるところ）もう一度左へ曲がって、まっすぐ行ってください。

図 2: 中国大使館教育処交通図

7 各種信息交流

7.1 各地僑弁

1. 中国科学院 <http://www.cas.ac.cn/>
2. 國務院僑弁 TEL : (010)68328052 FAX: (010)6832-7477
3. 雲南僑弁 TEL: (087) 3331827 FAX: (087) 3319371
4. 成都僑弁 Tel: (028) 6250357
5. 南京僑弁 Tel: (025) 3614431 Fax: (025) 3213824
6. 上海僑弁 Tel: (021) 62491712 Fax: (021) 62490881
7. 西安僑弁 Tel: (029) 7295730 Fax: (029) 7218556

7.2 各地留学人員創業園

- 中国高新技术開發区創業中心專業委員会
<http://china.ibi.org.cn/>
- 中国留学網
<http://www.cscse.edu.cn/>
- 上海張江高新技术創業服務中心
<http://www.china-zj.com/>
- 天津泰達国际創業中心
<http://www.high-teda.com/>
- 深セン市留学生創業園
<http://www.szchuangye.com/>
- 留学人員広州創業園
<http://www.entrepark.com/>
- 武漢留学生創業園
<http://www.ibi.org.cn/>
- 厦門留学生創業園
<http://www.xmibi.com.cn/>
- 杭州留学人員高新技术区創業園
<http://www.hhrc.com.cn/other/service.htm>
- ハルビン高科技創業中心
<http://www.hrbincubator.com/>
- 重慶高技术創業中心
<http://www.cqibi.org.cn/>

7.3 自費生回国工作問題答疑

問：自費留學生回国工作是否可以納入公派生計畫內？

答：根据国家留学政策，自費留學人員與公派留學人員一視同仁，獲得同等學位享受同等待遇，均由教育部負責辦理回国工作的派遣、落戶等有關手續。

問：自費留學生回国工作，應該與哪些部門聯繫？通過什麼途徑和手續？

答：自費留學生畢業后回国工作，可以與教育部留學服務中心聯繫，他們的聯繫方法是：
電話：(010) 82303935，傳真：(010) 82303931，網址：<http://www.cscse.edu.cn>，電子郵件：hui guo@stnet.cscse.edu.cn。

按照国家留學人員回国工作“双向選擇”的原則，自行聯繫國內單位（在我們的網址上可以查到國內單位需求留學人員的信息），由我們辦理回国工作派遣、落戶等有關手續。屆時需出具下列材料：

（一）留學回国人員需要出具以下證明材料：

- 1、本中心國際合作處出具的“留學回国人員國外學歷評估意見書”，該處電話：(010) 82301008。
- 2、國內用人單位的人事接收函。
- 3、出国前系在職人員，需出具原工作單位同意調出或已離職的證明；出国前是學生，需出具未經分配的證明。
- 4、辦理跨省、市派遣手續，需出具在原地已注銷戶口的證明或戶口本。
- 5、本人護照。
- 6、駐外使（領）館教育處（組）出具的留學回国人員證明。
- 7、國外學位證書；未獲國外學位的，需出具國內學位證書和在國外高校、研究單位進修一年以上的證明。
- 8、填妥“海外留學人才信息項表”。

注：辦理跨省、市派遣手續，需獲得國內外碩士及以上學位。

（二）留學回国人員的未成年子女可辦理子女隨遷手續，需出具以下證明材料：

- 1、結婚證。
- 2、独生子女證；在國外出生的，需出具出生證明、中國護照或旅行證。
- 3、若男方攜帶子女先期回国，需提供女方仍在外留學的證明及碩士以上學位證書。
- 4、注銷戶口證明或戶口本。

（三）獲得國內外博士學位的留學回国人員的配偶（已出国并注銷戶口）可辦理隨遷手續，需出具以下證明材料：

- 1、護照。
- 2、国内用人單位的人事接收函。
- 3、出国前系在職人員，需出具原工作單位同意調出或已離職的證明；出国前是学生，需出具未經分配的證明。
- 4、注銷戶口的證明或戶口本。
- 5、結婚證。
- 6、国内學位證書。
- 7、填妥“海外留學人才信息項表”。（張輝）

摘自《神州學人月刊》2001年第4期 2001年4月4日出版

8 会議情報

8.1 INFORMATION'2002

国際会議「INFORMATION'2002」、講演論文・スペシャルセッション
募集のご案内

会議名： 第2回インフォメーション国際会議
会議 HP： <http://orsc.edu.cn/Information2002>
開催地： 北京市
期 間： 2002年7月24日－27日
主 催： INFORMATION: An International Journal,
清華大学
協 賛： 中国OR学会
同時開催： 「国際会議： the 9th Bellman Continuum」
<http://orsc.edu.cn/Bellman>

詳細の情報は会議のHPをご参考願います。

(提供者： 李 磊@法政大学、lilei@k.hosei.ac.jp)

A 全日本中国人博士協会規約

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、全日本中国人博士協会（英文名 Chinese Academy of Science and Engineering in Japan, 略称「CASEJ」）と称する。

第2章 目的および事業

第2条（目的）

本会は、次のことを目的とする。

- （1）会員間の学術交流、研究協力と親睦を促進すること
- （2）世界トップレベルの研究成果を挙げるとともに、世界の科学進歩と技術発展に寄与し、中国の社会、経済、科学、技術の発展へ貢献すること
- （3）中日両国間の学術交流の架け橋の役割を果たすこと
- （4）会員の学術水準、学術地位および社会地位を向上させること

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）計算機ネットワークによる研究討議
- （2）勉強会、研究会、公開セミナー、国際会議などの開催
- （3）世界における科学技術の最新動向を掲載する学術情報誌の編集および発行
- （4）中国の科学技術政策の立案、高新科学技術の開発などへの協力
- （5）中国の大学や研究機関での兼任、学術交流活動などの紹介および斡旋
- （6）中日両国間の学術共同研究に関する企画、情報提供および斡旋
- （7）会員の学術地位および社会地位を向上させるための活動
- （8）会員の権利を保護するための活動
- （9）会員の団結と親睦を促進するための活動
- （10）その他、本規約の第2条に示される各目的に合致する諸活動

第3章 会員

第4条（会員）

下記の条件を満たす者は、本会の会員になることができる。

- （1）博士学位または同等の学力を有し、日本の教育・研究機関・民間会社などにおいて、学術研究および技術開発に従事していること。
- （2）博士後期課程在籍学生が準会員とすること。
- （3）第2条に示される各目的に賛同し、本規約を守り、会費を納入し、会の活動に参加する意思があること。
- （4）中国または日本以外の第3国の教育・研究機関などにおいて学術研究に従事している、博士学位または同等の学力を有する者は、理事会の招聘により客員会員になってもらうことができる。

(5) 本人による申込すること。

第5条(入会、退会、除名)

- (1) 第4条に示される会員資格を有し、入会の申込をするとともに、所定の会費を納入し、理事会において認められた者は本会の会員となる。
- (2) 会員は、退会届けをもって、退会することができる。
- (3) 会員は本会の目的に相応しくない行為があった場合、または会費を長期(1年以上)にわたり滞納した場合、理事会の議決によって当該会員を除名することができる。

第6条(会費)

年間会費の額は理事会が決める。準会員、客員会員の会費を免除する。

第4章 組織と役員

第7条(組織)

- (1) 本会は、理事会、事務局、専門部門によって構成される。
- (2) 理事会は本会の最高決定機関である。
- (3) 理事会の下に事務局を置く。
- (4) 理事会の下に常設専門部門(または委員会)を置くことができる。

第8条(役員)

本会に次の役員を置き、理事および監事は、相互に兼ねることができない。

- (1) 理事 15名 - 21名
- (2) 会長 1名
- (3) 常務副会長 1名
- (4) 副会長 3 - 5名
- (5) 事務局長 1名、副事務局長若干名
- (6) 会計 1名
- (7) 監事 2名

第9条(役員の選任)

- (1) 会長、常務副会長、理事および監事は会員全員による直接選挙において選出する。
- (2) 選挙期間中、会長候補と常務副会長候補がペアで立候補し、在任中の抱負と方針を会員に説明し、会員からの質疑に答える。
- (3) 会員は、理事または監事に自ら立候補意思を表明し、立候補することが出来る。
- (4) 副会長、事務局長および会計は、理事会の議決を経て、会長が理事の中にこれを委嘱する。
- (5) 会長、常務副会長、理事および監事に欠員が生じた日から30日以内に、理事会の議決を得て選挙・投票管理委員会を設け、補欠選挙を行わなければならない。
- (6) 会員全員による直接選挙および投票において、選挙・投票管理委員会が本規約の第13条の規定により設置され、選挙の管理、投票の集計と公表を行う。
- (7) 投票は基本的に電子メールによる。

第10条(役員の任期)

- (1) 会長、常務副会長の任期は2年とし、直接選挙による理事と監事の任期は2年とする。

但し、再選されたことにより再任ができる。

- (2) 会長が委嘱した副会長、事務局長および会計の任期は一年とし、再委嘱することが出来る。
- (3) 会長、副会長、理事および監事は責任を果たせなくなる場合に辞任することができる。
- (4) 任期の途中であっても、会長、副会長および理事は理事の3分の2以上の不信任を受けたときには辞任しなければならない。
- (5) 任期の途中であっても、監事は意見を表明した会員の3分の2以上の不信任を受けたときには辞任しなければならない。

第11条（理事会）

- (1) 本会は理事会により運営される。
- (2) 理事会は、会長、常務副会長、副会長および理事をもって構成される。会長は議長を務める。
- (3) 理事会は、電子メールによる討議と議決を基本とするが、必要に応じて、会合による理事会を開く。
- (4) 規約の修正と不信任投票以外の理事会の議決は、十分な議論を経て参加者の過半数の賛成で成立する。
- (5) 理事会は、年一度に会計報告と監査報告を審議、議決し、会員に提出する。
- (6) 会長が必要の時、拡大理事会（理事会に部局や委員会の非理事のメンバーを加えること）を召集することができる。

第12条（組織と役員の職務）

- (1) 理事は、会員の代表として理事会に参加し、本規約に従って本会の業務を遂行する。
- (2) 会長は、本会を代表し、本規約および理事会の議決された決議に従って本会の業務を総括する。
- (3) 常務副会長は、会長を補佐する。会長が辞任した場合に、または、責任を果たせなくなった場合に、理事会の議決を得て常務副会長は会長の職務を代行する。
- (4) 副会長は、対外的代表権を持つが、基本的に協会の柱事業を担当する。
- (5) 事務局長は、会の運営に伴う事務を総括する。
- (6) 会計は、理事会の議決によって定められた財務管理細則の規定に従って、会費収入、寄付収入、支出などの管理を行う。
会計は、毎回の理事選挙の前に、理事会に会計報告と経理書類を提出し、監事の監査を受けなければならない。
- (7) 監事は、理事会が規約に則って運営されているかを監督し、会計が提出した書類に対して監査を行う。その監査報告を理事会に提出する。
- (8) 専門部門（委員会）は理事会が必要と認めた時に設置され、理事会の決定に従い、政策の立案と実行を行う。専門部門（委員会）の責任者は理事会が決める。
- (9) 会員全員が参加する直接選挙および投票を行うとき、理事会が選挙・投票管理委員会を設置する。人選は理事会が決める。選挙・投票管理委員会は、選挙の管理、投票の集計と公表を行う。

第5章 その他

第13条（規約の改訂）

本規約の改訂は、3分の2以上の理事の賛成を得て可決になる。

第14条（解散）

本会は、理事会が発案し、会員投票において4分の3の賛成があれば、解散される。

第 15 条（細則）

協会運営に当たり必要に応じて、細則をおく。

第 16 条（発効）

本規約は、可決された日（2001年7月25日）より有効とする。

第 17 条（規約改訂経過）

本規約は、次のように改訂された。

- 規約案原案 1996年6月19日
（会員投票により原則可決、改訂は第1回定例理事会に一任）
- 規約案改訂 1996年8月17日
（第1回定例理事会で審議、可決）
- 規約案改訂 1997年8月29日
（第2回定例理事会で審議）
- 1997年12月17日
（計算機ネットワークによる遠隔理事会で可決）
- 規約案改訂 2001年7月25日
（オンラインで遠隔理事会により可決）

B 入会申請書の形式

申請者は、本会の規約によって定まれる条件を満し、積極的に協会活動に参加するものに限る。各項目をご記入の上、directors@casej.org へ送って下さい。

1. 氏名：
 2. 生年月日：
 3. 学位：
 4. 勤務先：
連絡先：
E-mail：
FAX：
TEL：
 5. 役職：
兼職：
 6. 学会：
 7. 専門分野：
-

出版: 全日本中国人博士協会

URL: <http://www.casej.org/>

編集: 会誌編集部

委員: 陳春祥、陳延偉、吳景龍、任向実、張紀南

2001年12月20日